

3つの属人株

●はじめに

前回までは種類株について紹介した。「剩余金の配当」「残余財産の分配」「議決権制限」「譲渡制限」「取得請求権付」「取得条項付」「全部取得条項付」「拒否権付(黄金株)」「役員選解任権付」の9つであった。続いて、今回は属人株を紹介する。

I 株主ごとに、議決権等を増やしたり減らしたりできる属人株(会社法108③)

種類株式に対して、属人的株式がある。これは「利益の配当」「残余財産の分配」「議決権」について株主ごとに異なる取扱いがなされる株式である。すべての株式について譲渡制限が付されている会社にのみ適用される。

属人株とは、所有している株主に、株式の持つ権利が原則として帰属している株式

この属人株を発行するには条件がある。株主総会で全株主の1/2の人の賛成及び議決権の3/4以上の賛成が必要となる。また、その内容について定款に記載する必要もある。

ただ、種類株式と違って、法務局への登記は必要ない。これは属人株を発行しても、社外の人に知られないで済むということであり、メリットとして活かせる。

属人株には、「VIP株」「比重株」「ヒーロー

株」の3種類がある。

属人株発行の条件

- ・株主総会で全株主の1/2の人の賛成及び議決権の3/4以上の賛成が必要となる。
- ・内容について定款に記載する必要がある。
- ・ただし、法務局への登記は必要ない。

II VIP株はある特定の株主が持っている株式に特別の権利を付けた株式

まずVIP株だが、VIP株はある特定の株主が持っている株式について特別の権利を付けた株式をいう。だから、株式が他人の手に渡つても特別な権利はその人には引き継がれない。

例えば、A社長が所有している株式は、1株について100個の議決権を持つVIP株とする。A社長がその後取得した株はすべて1株100個の議決権を持つ。

しかし、A社長が他の人に持株を売ったすると、それは1株1個の議決権しかないただの普通株式になってしまう。

III 比重株はある特定の株式に特別な権利を付けた株式

比重株も似ているがVIP株と少し違う。比重株とは、ある特定の株式に特別な権利を付けた株式である。比重株が売買で他人の手に渡つた場合、VIP株と違い、特別な権利も株と一緒に

緒に移転する。比重株は性格としては、種類株に近いものである。属人的な部分はない。

例えば、Bさんが持っている株式は1株100個の議決権を持っている比重株とする。

これをCさんに売った場合、Cさんは1株100個の議決権を持つことになる。

ただこの比重株、相続などでは注意しないといけない。相続で株式が分散すると特別な権利の株式が分散するわけだから、経営権に大きな影響が出ることが予想される。注意が必要である。

この対策としては、この比重株を取得条項付株式にすればよい。相続を条件にして会社で引き取ってしまう。ただし、種類株は登記が必要になるので、少し手数は増える。

い。ただ、社長が病気で倒れたり、交通事故にあうなどということはそれほど希なことではない。その時に、他の誰に経営を任せるかが重要になる。その時点での社内の実力者、例えばNo. 2の人に任せる場合などが多いだろうか。

その人が例えばCさんとする。Cさんに社長復帰までの一時的なつなぎをお願いする。その時に使えるのがヒーロー株。

ウルトラマン株といつても良い。ウルトラマンは3分だけのお助けマン。3分たったら、天高く帰っていく。ヒーロー株も条件付きである。社長の病気が回復したら、社長が退院したらなど、条件を満たせばその株式の特別な権利は消えてしまう。そして社長が復帰する。

IV ヒーロー株は条件付きのV I P株式である

ヒーロー株は条件付きのV I P株式である。中小企業では、会社の全株式を社長が所有しているという場合が多い。その社長に何かあり、突然、会社の経営ができなくなったり、失踪してしまったりしたら、その会社はどうなるだろうか。その社長がいなくなれば株主総会さえ開けないわけだから、大切な議事事項が決まらなくなってしまう。他の人が経営をしないといけないが、株主総会が開けなければ、取締役も選任できない。

社長失踪などということは早々あることではないので、余り考えることはないのかもしれない。

図表-1 属人株

種類	内容
1 V I P株	<ul style="list-style-type: none">ある特定の株主が持っている株式について、特別の権利を付けた株式のこと（例えば、1株で100個の議決を持つ株式）他人にV I P株が渡っても、特別な権利は引き継がれない。
2 比重株	<ul style="list-style-type: none">ある特定の株式に特別の権利を付けたもの他人に渡るとその権利も株にくつづいて移転する。定款で比重株とする株式を特定することが必要である。
3 ヒーロー株	<ul style="list-style-type: none">条件付きのV I P株ともいえる。例えば、社長が認知症になつたらある人の持っている株式が1株で100個の議決権を持つようになり経営権を取得できる。会社を守るなどの対策に有効である。

V 特殊決議による定款変更が必要

属人株の発行には株主総会の特殊決議を経ての定款変更が必要になる。この特殊決議には総株主の頭数の半数以上の出席で、総株主の議決権の3/4以上の賛成が必要になる。かなりハーダルは高くなっている。既に書いたが、大切なことなので再度まとめの文章を入れておく。

- ・属人株の発行には、特殊決議による定款の変更が必要
- ・「総株主の頭数の半数以上」でかつ「総株主の議決権の3/4以上」の賛成で。

属人株についてまとめると、次の表のようになる。